

令和6年3月28日提案

令和6年第3回琴浦町議会臨時会

議案説明付属資料

議案第53号	琴浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	1
議案第54号	琴浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	2
議案第55号	令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第1号)	3

令和6年3月臨時議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第53号	議案名	琴浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について			
目的	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、基本方針を改正するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、基本方針に下記条文を追加する。</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>					
補足事項	1 施行日 令和6年4月1日					

令和6年3月臨時議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第54号	議案名	琴浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正について			
目的	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、基本方針を改正するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、基本方針に下記条文を追加する。</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>					
補足事項	1 施行日 令和6年4月1日					

令和6年3月臨時議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算						
議案番号	議案第55号	議案名	令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第1号)								
目的	公民館条例に基づき、各地区公民館に公民館運営協議会を置くため、公民館運営協議会委員報酬を増額する。										
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,526,000</td> <td>666</td> <td>12,526,666</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	12,526,000	666	12,526,666
	補正前予算額	補正額	補正後予算額								
12,526,000	666	12,526,666									
<p>2 追加内容</p> <p>歳入予算の補正内容については、次のとおりである。</p> <p>[単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款名称等</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入金</td> <td>666</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>666</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳出予算の補正内容については、次のとおりである。</p> <p>(1) 地区公民館運営協議会委員報酬 [666千円]</p> <p>ア 事業説明 地区公民館の運営について審議するため地区公民館の公民館運営協議会委員報酬を増額する。</p> <p>イ 経費 委員報酬(古布庄地区・安田地区・以西地区) [666千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [666千円]</p>					款名称等	補正額	繰入金	666	合計	666	
款名称等	補正額										
繰入金	666										
合計	666										
補足事項											